

在宅リハビリテーション 事業

障害とともに、これからもずっと地域で生きていく。その背中をずっと後押しします。

- ご自宅など生活の現場に専門スタッフが訪問し、心身の機能に何らかの障害をお持ちの方に対して生活の再構築（リハビリテーション）をお手伝いする事業です。
- 在宅生活の改善（安全性の確保、介助量の軽減、社会参加など）に向けた福祉用具の活用、住環境整備、介護方法指導、訓練方法の助言など、各種相談・助言を行います。

◎ご利用頂ける方

川崎市在住で障害をお持ちの方が対象です。

◎お申込み

- れいんぼう川崎在宅支援室、または各地区の保健福祉センター障害支援担当にご相談ください。
- 多摩区・麻生区にお住まいの方については北部リハビリテーションセンターにてご相談を承ります。

れいんぼう川崎 在宅支援室

〒216-0002

川崎市宮前区東有馬 5-8-10

TEL 044-888-8649

FAX 044-888-8849

e-mail rainbow-zaitaku@ams.odn.ne.jp

- ① 東急田園都市線 鷺沼駅より
鷺O2系統バス 約10分
- ② JR 南武線 東急東横線 武蔵小杉駅より
鷺O2系統バス 約20分
東有馬第一団地下車 徒歩5分
- ③ 地下鉄グリーンライン 北山田駅より
徒歩15分



川崎市れいんぼう川崎 在宅支援サービスのご案内



在宅リハビリテーション事業

自立訓練事業（生活訓練・機能訓練）

短期入所事業（ショートステイ）

(社福) 川崎市社会福祉事業団



自立訓練事業 機能訓練・生活訓練

ご自身の「新しい物語」を語り直してみませんか。「その日」まで、大切にしていた物語とは違ってしまっただけ、これからも元気で生きていくために、「新しい物語」が必要なのだ、私たちは考えています。

- 障害をお持ちの方が生活を再構築（リハビリテーション）するお手伝いをします。
- 一定の利用期間、通所していただきながら「利用終了後に」「どんな生活をしているか」をご一緒に考え、その実現に向けて支援します。

◎ご利用頂ける方

川崎市在住で原則として障害者手帳をお持ちの、18歳以上の方が対象です。

- 標準利用期間は障害者総合支援法により以下の通りに定められています。

機能訓練 18 か月

生活訓練 24 か月

◎お申込み

各地区の保健福祉センターか、れいんぼう川崎在宅支援室にご相談ください。見学や障害福祉サービス申請のご案内をいたします。

◎ご利用料

- ①国や市で定められた一日当たりのサービス利用料
- ②昼食代
- ③その他材料費などの実費負担
(①②は減免される場合があります。)

◎その他

- 曜日ごとの定員制（20名）です。（月～金曜日）
- 送迎サービスも実施しています。（ただし送迎エリアは限定されます）
- 時間は10：00～15：30です。
（火曜日のみ10：00から14：30です）
- 昼食を提供させていただきます

短期入所事業 (ショートステイ)

家族にしかできないことがあります。だから、他の人に出来ることは少しの間だけ人に委ねてみませんか。

- 障害をお持ちの方が、一時的にご家族（介護者）の介護を受けられなくなる場合に、施設に入所していただき、必要な介護サービスを提供する事業です。

◎ご利用頂ける方

川崎市在住の障害をお持ちの18歳以上の方で、障害程度区分1以上の方がご利用いただけます。

◎お申込み

各地区の保健福祉センターに、障害福祉サービスの申請を行っていただきます。障害区分認定後、当所スタッフが介助方法などの調査のためご自宅に伺います。

- 契約時及び長期入院後には指定書式による「健康診断書」のご提出をお願いしています。

◎ご予約

2か月前から、ご予約を受け付けています。

- 医療処置や食事介助の有無によりご予約受付の開始日が異なります。詳しくは短期入所担当職員にお問い合わせください。

◎ご利用料

- ①国や市で定められた一日当たりのサービス利用料（障害程度区分により異なります）
- ②食費
- ③光熱水費・その他の実費負担
(①②は減免される場合があります。)